

7月1日から マル福医療福祉費受給者証が 新しくなります



7月1日から、マル福医療福祉費受給者(重度心身障害者・ひとり親家庭)のかたの受給者証が更新されます。該当されるかたには、6月末までに新しい受給者証を送付します。県内の医療機関などで受診する際は、受給者証と被保険者証を必ず提示してください。

■お問合せ

保険年金課 岩井仮設庁舎
内線 1733・1736

児童手当・特例給付について

◆支給対象

中学卒業まで(15歳の誕生日後の最初の3月31日まで)の児童を養育しているかた。

◆支給額

| 児童の年齢 | 児童手当の額 (1人当たり月額) |
|----------------|--------------------------------|
| 3歳未満 | 一律 15,000円 |
| 3歳以上 小学校修了前 | 10,000円 (第3子以降は 15,000円) |
| 中学生 | 一律 10,000円 |

※「第3子以降」とは、高校卒業まで(18歳の誕生日後の最初の3月31日まで)の養育している児童のうち、3人目以降をいいます。

※児童を養育しているかたの所得が所得制限限度額を超える場合は、特例給付として月額一律5000円を支給します。

※所得の申告がされていないと支給額の算定ができません。確定申告及び市県民税申告が必要なかたは、必ず現況届までに申告を済ませてください。

◆所得制限限度額

| 扶養親族等の数 | 所得制限限度額 | 収入額の目安 (給与収入のみの場合) |
|---------|---------|-----------------------|
| 0人 | 622万円 | 833万3千円 |
| 1人 | 660万円 | 875万6千円 |
| 2人 | 698万円 | 917万8千円 |
| 3人 | 736万円 | 960万円 |
| 4人 | 774万円 | 1002万1千円 |
| 5人 | 812万円 | 1042万1千円 |

① 所得税法に規定する老人控除対象配偶者または老人扶養親族がいるかたの限度額

(所得税ベース)は、右記の

額に当該老人控除対象配偶者または老人扶養親族1人につき6万円を加算した額となります。

② 扶養親族の数が6人以上の場合の限度額(所得税ベース)は、5人を超えた1人につき38万円(扶養親族等が老人控除対象配偶者または老人扶養親族であるときは44万円)を加算した額となります。

◆支給時期

毎年6月、10月、2月に、それぞれの前月分までの手当を支給します。

◆支給要件

- ① 児童が日本に住んでいること。
- ② 両親が別居している場合は、児童と同居しているかたを優先します。(単身赴任などの場合を除く)
- ③ 児童福祉施設などに入所している児童については、入所している施設に支給しません。

■お問合せ

子育て支援課 猿島庁舎
内線 2214